

---

---

# 農林水産省所管分野の精査結果について

平成18年5月19日

農林水産省

---

---

各分野の純減数と合理化後の要員(精査の結果)

	17未定員計	業務の内訳	内訳の数	純減数	(純減率)	合理化後要員	備考
食糧管理	3,297人	備蓄・国家貿易	983人	▲266人	(▲27%)	717人	
		農産物検査	381人	▲123人	(▲32%)	258人	
		生産調整	756人	▲921人	(▲67%)	463人	
		生産・流通調査	628人				
		管理部門	549人	▲337人	(▲61%)	212人	
		小計	3,297人	▲1,647人	(▲50%)	1,650人	
農林統計	4,132人	実査	2,563人	▲1,167人	(▲46%)	1,396人	
		企画分析・取りまとめ	1,174人	▲538人	(▲46%)	636人	
		管理部門	395人	▲199人	(▲50%)	196人	
		小計	4,132人	▲1,904人	(▲46%)	2,228人	
情報	876人	小計	876人	▲502人	(▲57%)	374人	
消費・安全	4,096人	JAS監視	2,027人	▲314人	(▲16%)	1,713人	
		牛トレサ	839人	→	→	839人	
		農畜水産物安全	535人	→	→	535人	
		価格・需要調査	94人	▲47人	(▲50%)	47人	
		管理部門	601人	▲188人	(▲31%)	413人	
		小計	4,096人	▲549人	(▲13%)	3,547人	
			上記4分野小計	▲4,602人			
	17未定員計	業務の内訳	内訳の数	純減の数	(純減率)	一般会計化	備考
森林管理	5,264人	国有財産の管理・保全	2,534人	▲2,410人	(▲46%)	2,854人	※純減の内訳 独立行政法人化 ▲1,970人 定員削減 ▲440人
		治山事業・保安林	1,310人				
		森林整備、木材販売等	1,420人				
			純減合計	▲7,012人			

○ 食糧管理関係業務の削減検討結果と合理化後の要員

	17年度要員	17年度要員と業務の関係	22年度要員 ( )内は17年度比	合理化方策	必要人員の考え方
備蓄運営(買入、売却、保管)、国家貿易	983人	<p>○ 備蓄の運営については、不測の事態に備え、100万トンを目安とした運営等を実施。 国内産米の買入関係(37万トン)、国内産米の売却関係(37万トン)、運送指示47618件)、保管関係(指定倉庫数4742箇所、保管数量(国内産米:71万トン))</p> <p>○ 国家貿易により外国産米麦の輸入を実施。 外国産米麦の買入関係(711万トン)、外国産米麦の売却関係(567万トン、運送指示15198件)、保管関係(外国産米:162万トン、外国産米:100万トン)等を行っており、これらの業務を実施するために、1事務所あたり平均約21人を配置している。</p>	717人 (▲266人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IT化等による事務手続きの合理化</li> <li>・政府倉庫の管理業務のアウトソーシング</li> </ul>	<p>備蓄運営、国家貿易等業務については、主要食糧の安定供給を行うため、国内外産米麦の買入(748万トン)、売却(604万トン)、保管(333万トン)、運送等を引き続き実施することとしているが、IT化等による事務システムの構築による報告などの事務の簡素化、保管管理等の効率化等により、約3割(▲266人)の事務の合理化を行う。</p> <p>なお、買入、保管、輸入業務については、米麦の生産地域及び輸入港地域が主体であり、売却業務については、東京等の消費地域が主体となるが、平均すると1事務所あたり約15人を配置する。</p>
農産物検査	381人	<p>平成17年度の検査実施業務については、国及び民間登録検査機関で検査を実施しているが、18年度から民間登録検査機関へ完全移行に向け、全国的な検査精度の統一を通じて現物確認しない規格取引による円滑な流通を図るため、民間登録検査機関への指導・監督(1404機関、5719事務所)、検査規格である標準品の作製(民間登録検査機関に配付約9万点)、民間登録検査員に対する研修、指導・監督(民間登録検査員(12645人、指導検査場所16639箇所))、クレーン処理等の業務を実施しており、これらの業務を実施するために、1事務所あたり平均約8人を配置している。</p>	258人 (▲123人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物検査の民間移行</li> <li>・育成研修の縮小</li> <li>・検査員の技術指導回数の縮小</li> </ul>	<p>農産物検査法に基づく実施業務については、平成18年度から民間登録検査機関に完全移行するが、全国的な検査精度の統一を通じて現物確認しない規格取引による円滑な流通を図るため、引き続き検査規格である標準品を作製し、全国の民間登録検査機関に配布する。</p> <p>また、民間登録検査機関の検査が維持・定着されるよう、民間登録検査機関の研修、指導、監督等を引き続き行う必要があるが、民間登録検査員の検査技術の定着状況による国の関与の縮小等により、▲123人の削減を行う。</p> <p>なお、農産物検査に係る業務については、米麦等の生産地域が主体であり、東京等の消費地域との差はあるが、平均すると1事務所あたり約6人を配置する。</p>
米穀の生産調整	756人	<p>国が生産目標数量を策定、配分し、さらに、国全体の需給見通し、都道府県別の需給見通しの策定と併せて、需給状況、消費動向、流通情報、支援措置等の制度の周知を図っている。(都道府県別配分数量851万トン、配分対象農業者338万人、地域協議会数2226ヶ所)</p> <p>また、生産調整方針の認定や方針作成に係る指導・助言(方針作成者1933者)、過剰米対策としての集荷円滑化対策(加入者138万人)、米価下落緩和対策としての稲作所得確保盤対策(加入者97万人)等の助成事業を行っており、これらの業務を実施するために、1事務所あたり平均約17人を配置している。</p>	(米穀の 生産調整等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産調整については、農業者・農業者団体が主体的に行う需給調整システムへの移行</li> <li>・調査業務については、需給見通し策定等に必要不可欠な情報収集に限定</li> </ul>	<p>生産調整については、農業者・農業者団体が主体的に行う需給調整システムへ19年度からの移行を目指しており、その中で、国全体・都道府県別の需給見通しの策定、需給状況、消費動向、流通情報、支援措置等の制度の周知など、生産調整業務に係る県・市町村、地域協議会、集落座談会への説明、調整、指導等を引き続き行うとともに、生産調整方針の認定や方針作成に係る指導・助言、生産調整の推進に必要な産地づくり対策、集荷円滑化対策等の助成事業に係る事務手続、交付事務、実績確認等を行うこととしているが、国の配分をやめて都道府県等への具体的な情報提供を行い、これに基づいて農業者・農業者団体が主体的に行う需給調整システムへの移行、調査業務は、調査の廃止、郵送調査等の導入により、抜本的に見直し、需給見通し策定等に必要不可欠な情報収集に限定すること等により、▲921人を削減する。</p> <p>なお、生産調整業務については、米の生産地域が主体であり、調査業務等については、東京等の消費地域が主体となるが、平均すると1事務所あたり約10人を配置する。</p>
米麦の生産・流通調査	628人	<p>国全体の米の需給見通し等の策定、米の需給調整の円滑な推進に必要な情報提供等を通じて、主要食糧の需給及び価格の安定を図るため、米の出荷等に関する基本調査(217万農家への悉皆調査)、米穀の作付見込調査等(17千農家等)、米の消費動向調査(8千世帯)、在庫調査(1万農家等)等を国の職員が行っており、これらの業務を実施するために、1事務所あたり平均約14人を配置している。</p>	463人 (▲921人)		
管理部門	549人	<p>農政局、農政事務所、地域課の各段階において、庶務一般、人事、給与、職員管理、経理、福利厚生等を行うため、一定の管理部門ポストを設けてそれぞれの事務所で業務を行っているが、この業務を実施するために、1事務所あたり平均約12人を配置している。</p>	212人 (▲337人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧管理業務の縮小と府省共通システムの導入による合理化</li> </ul>	<p>業務の合理化による定員の縮減、府省共通システムの導入に伴う事務の効率化等を図り、地域段階の内部管理業務を集約すること等により、約6割以上(▲337人)の合理化を行う(1事務所あたり平均約5人を配置)。</p>
合計	3,297人		1,650人 (▲1,647人)		

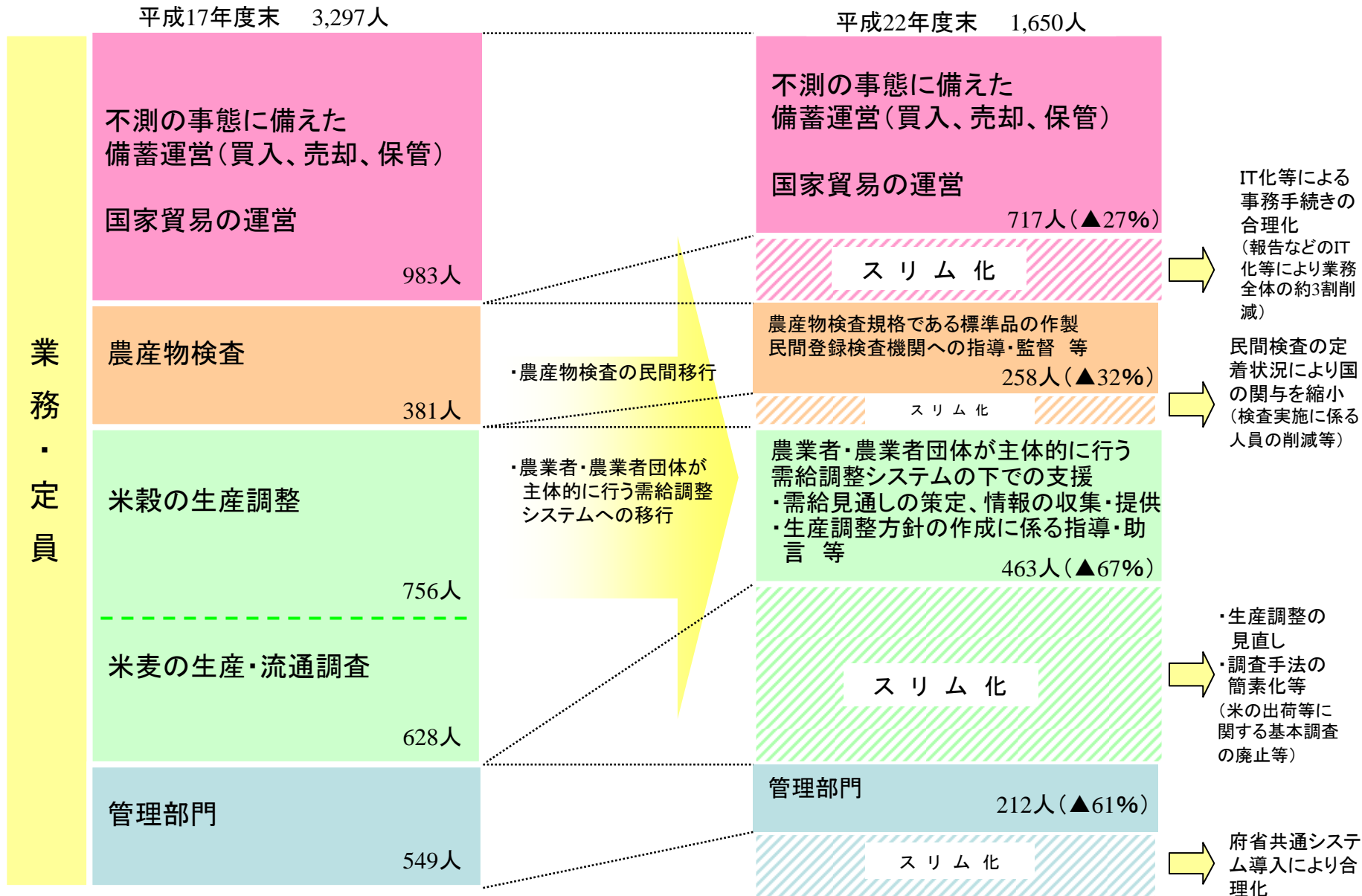
○ 統計業務・情報業務の削減検討結果と合理化後の要員

	17年度	17年度人員配置	22年度	合理化方策	必要人員の考え方
実地調査部門	2,563人	実査部門については、母集団整備、調査客体の選定、職員による実査、調査員の確保・研修、調査票の審査等のため、調査分野別(経営統計7本1080人、構造統計7本80人、生産統計8本1180人、流通・消費統計10本230人)に人員を配置している。	( )内は17年度比 1,396人 (▲1,167)	農政改革に対応して農林水産統計調査をゼロベースから抜本的に見直し、国の職員調査を原則廃止し、調査員調査、郵送調査等のアウトソーシングを図る。	実査部門については、母集団整備、調査客体の選定、職員による実査(一部)、調査員の確保・研修、調査票の審査等のため、調査分野別(経営統計5本530人、構造統計5本80人、生産統計7本710人、流通・消費統計10本80人)に人員を配置する。
企画分析・取りまとめ部門	1,174人	企画分析業務は、各局9人を配置する。県には県内の企画分析業務に関して各県5人を配置している。  取りまとめ業務については、経営統計、構造統計、生産統計、流通・消費統計を行うために県あたり19人を配置している。	636人 (▲538)	統計調査の抜本的見直しによる調査本数の削減、調査内容の簡素・合理化を踏まえて業務の大幅な合理化を進める。	企画分析業務については、局に業務を集中させ、各局4人を配置する。一方、県には県内の企画業務に関しては、最低限を配置し、各県2人を配置する。  取りまとめ業務については、経営統計、構造統計、生産統計、流通・消費統計を取りまとめ業務を行うために県あたり11人を配置する。一方、局には県間調整業務として各局とも経営・構造と生産・流通消費に各1名の計2人を配置する。
管理部門	395人	管理業務については、県ごとに業務を行っていることから各県ごとに8名を配置している。	196人 (▲199)	統計調査の抜本的見直しによる定員の縮減を踏まえ、また、ITの活用により管理部門を大幅に削減する。	管理業務については、農政事務所では総務課で一元管理し、また可能なものについて局へ吸い上げることとし、3人(うち農政事務所次長、統計部長各1)の必要最低限の体制とする。  一方で局は、県の農政事務所ごとに行っていた業務の一部をまとめて行うこととし、各局7名の計10人を配置する。
合計	4132人		2,228人 (▲1,904)		
情報業務	876人	①農林水産施策に係る情報提供・収集業務について各県ごとに14名を配置している。  ②施策に対する意識・意向の把握について各県ごとに1名を配置している。 ③広報誌の発行等の一般広報業務に各県ごとに4名を配置している。 ④管理調整業務について各県ごとに2名を配置している。	374人 (▲502)	食料、農業、農村基本法の趣旨を踏まえ、業務内容を重点化し、定員の大幅な純減を行う。	①国民生活において関心度の高い食の安全、安心、担い手の育成・確保、WTO交渉状況等重要施策の情報提供・収集業務に重点化し、各県ごとに8名を配置する。 ②管理調整業務について各県ごとに2名を配置する。(情報業務以外の農政推進業務も担う。)

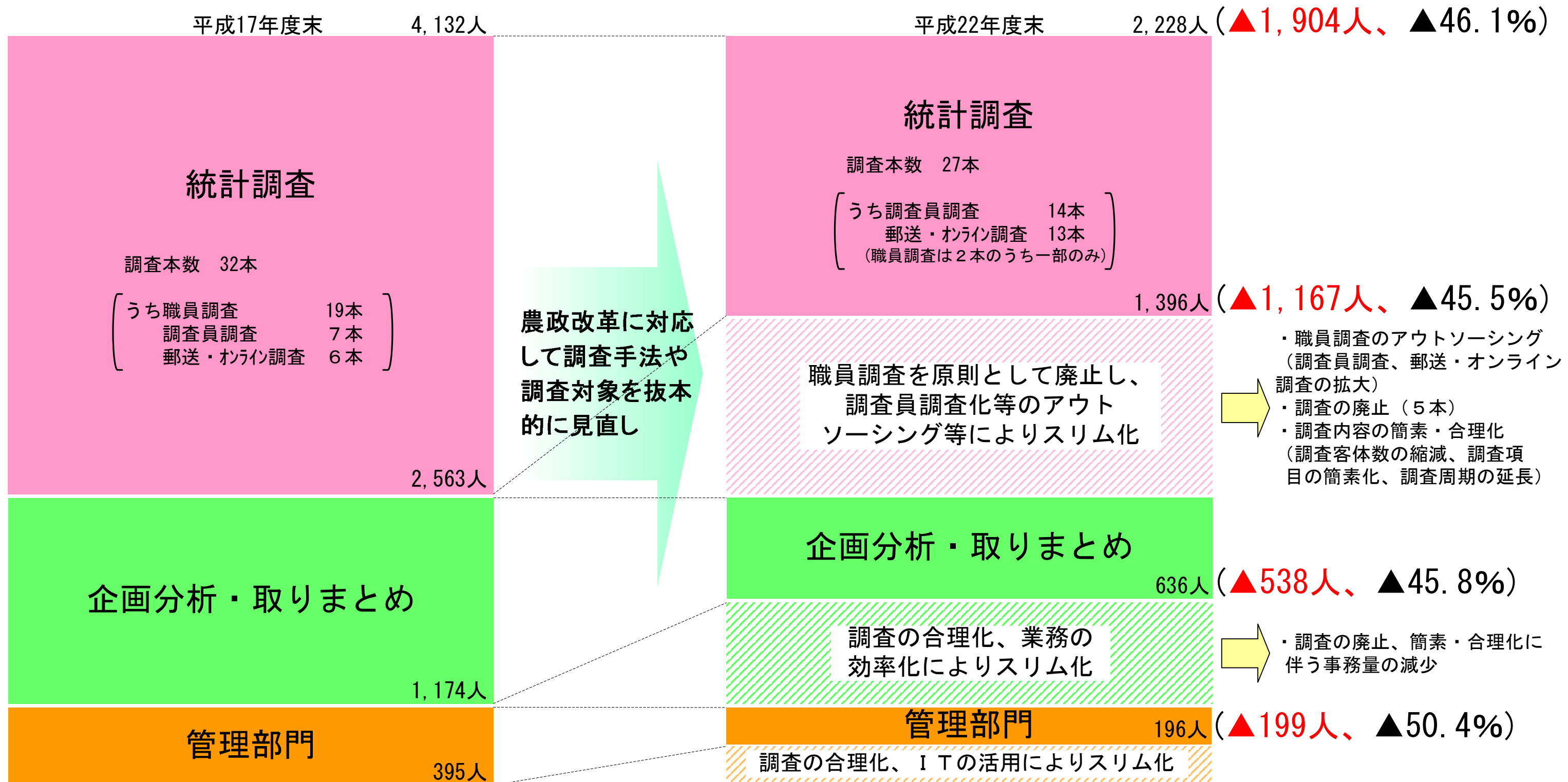
○ 消費・安全業務の削減検討結果と合理化後の要員

	17年度	17年度の業務と定員の配置	22年度 ( )内は17年度末比	合理化方策	必要人員の考え方
食品価格・需要動向等調査・農産物等の安全監視業務	629 人 <small>うち 食品価格・需要動向等調査 94 人</small>	○食品価格・需要動向等調査は一般調査(4,340店舗)と緊急調査(460店舗)を行っており、これらの業務を実施するために94人の要員を配置している。 ○農産物等の安全監視業務は、農薬・飼料等の使用・製造等に関する指導・取締を行っており、これらの業務を実施するために535人の要員を配置している。	582人 (△47人)	・食品価格・需要動向等調査は、常勤職員による実査は即座の対応が必要な緊急調査分に限定し、その他は廃止 ・農産物等の安全監視業務については、国民の食の安全、安心を確保するため、より一層の強化が国民的要請	・食品価格・需要動向等調査は、即座の対応が必要な緊急調査業務等に係る業務量に見合う人員として47人が必要である。 ・農薬取締法、飼料安全法等の法令に基づく取締業務をはじめとした農畜産物の安全性の確保に係る業務は、いずれも、国の責務とされている食品の安全性確保のために、今後とも厳格かつ着実な実施が不可欠。本年5月に施行される残留農薬等のポジティブ制度の実施により、取締の対象となる農薬と農作物の組合せが大幅に増加(約9,000 → 4万)するなど、近年ますますその業務量が増加する中で、資材店舗と生産現場の一体的な指導、監視の実施など、業務の効率化に努め、現行の人員での業務遂行に努力していく。
食品表示監視業務	2,027 人	○JAS法に基づき食品表示の監視・指導(一般調査、特別調査、立入検査等)を行っており、これらの業務を実施するために2,027人の要員を配置している。 ・主な業務指標 一般調査 40,590店舗等 特別調査 15,488店舗等 確認調査 16,462店舗等 不正表示事案等立入検査2,422件	1,713人 (△314人)	・効率的な調査計画の立案及び実施 ・一般調査と特別調査の一体的な実施	今後、生鮮食品に近い加工食品(20食品群)の原料原産地表示の義務化に伴い調査対象品目の増加が見込まれる中で、不正表示疑義事案も増えることが予想され、これらの案件に対する立入検査等や指示・指導等の厳正な措置・処分などの取締り業務を的確に実施するため、引き続き相応の人員が必要である。 一方、日常的に店舗等に対して表示の確認と伝票・帳簿類の確認を行う一般調査等については、巡回指導業務の効率化を図ることにより、314人(全体の約15%)の合理化を行う。
牛トレーサビリティ業務	839 人	○牛肉トレーサビリティ法に基づき、飼養農家、と畜場及び流通段階において立入検査等を実施しており、これらの業務を実施するために839人の要員を配置している。 ・主な業務指標 飼養農家立入検査 58,232件 と畜場立入検査 286件 流通段階立入検査 43,374件 DNA鑑定用サンプル採取業務 16,605件	839人 (一)	・BSEの清浄化を図るために不可欠 ・偽装表示などの違反事例が発見され、更なる確かな監視が必要 ・牛の異動に関し、多くの届出遅怠が発生しており牛の個体管理の根幹であるデータベースの維持管理のためには監視指導の徹底が必要	我が国が早期にBSEの清浄化を図るためには、牛トレーサビリティ制度のよりの確かな運用による確実な監視が不可欠。現状では、法施行後、悪質な違反が頻発するとともに、大量の届出遅怠(少なくとも50万件超が未解消)が発生しており、データベースの適切な維持管理のためには、監視指導の徹底が必要となっているが、ネットワーク情報システムの構築や生産者団体の協力など業務の更なる効率化に努めており、現行の人員で業務を処理するため努力していく。
管理部門	601 人	・農政局、農政事務所、地域課の各段階において、庶務一般、人事、給与、職員管理、経理、福利厚生等を行うため、一定の管理部門ポストを設けてそれぞれで業務を行っているが、これらの業務を実施するために601人を配置している。	413人 (△188人)	・府省共通システムの導入により業務改革を行う	業務の合理化による定員の縮減、府省共通システムの導入に伴う事務の効率化等を図り、地域段階の内部管理業務を集約すること等により、約3割以上の合理化を行う。
合計	4,096 人		3,547人 (△549人)		

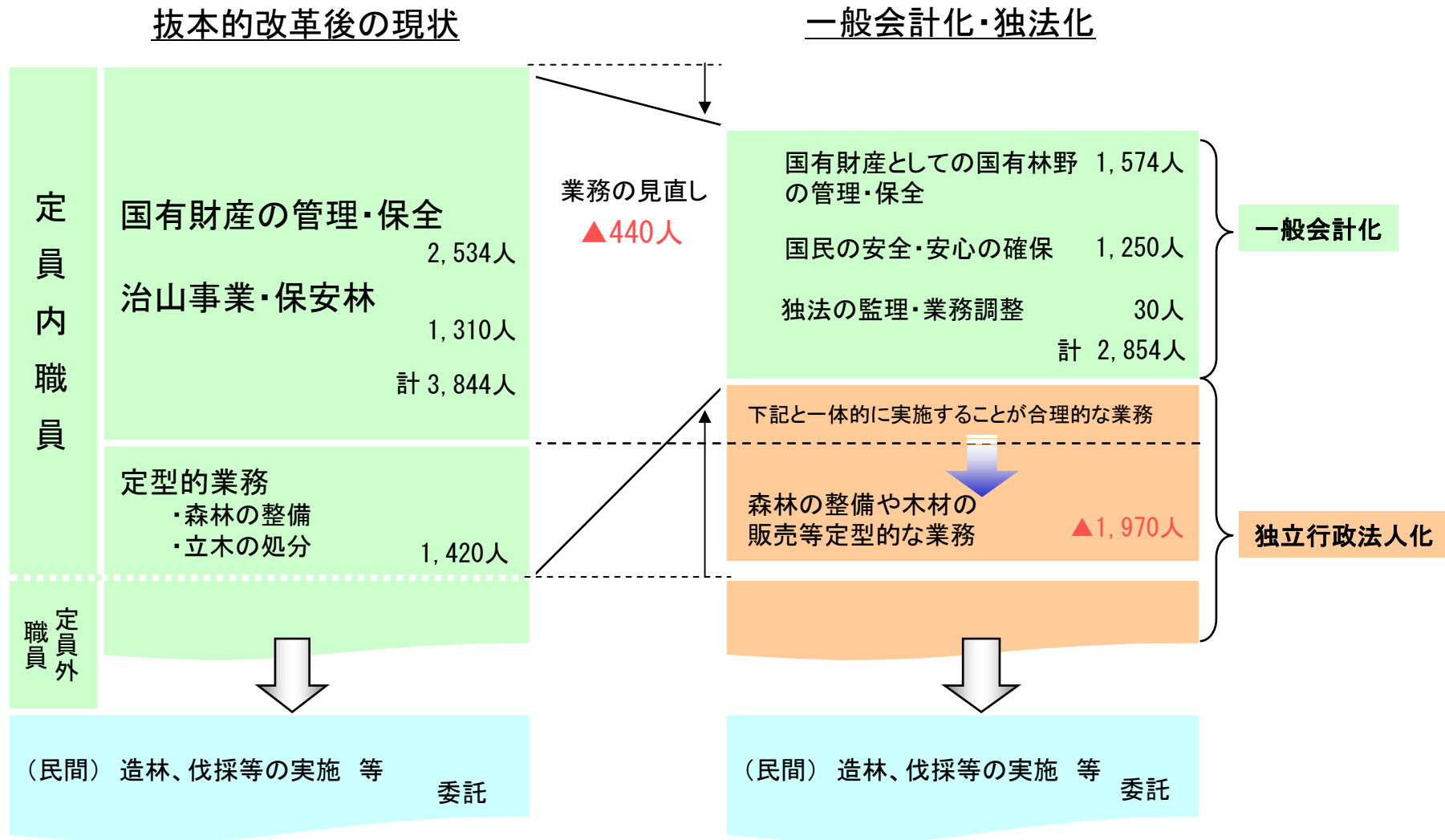
# 食糧管理関係業務の精査結果について



# 農林水産統計関係業務の精査結果について

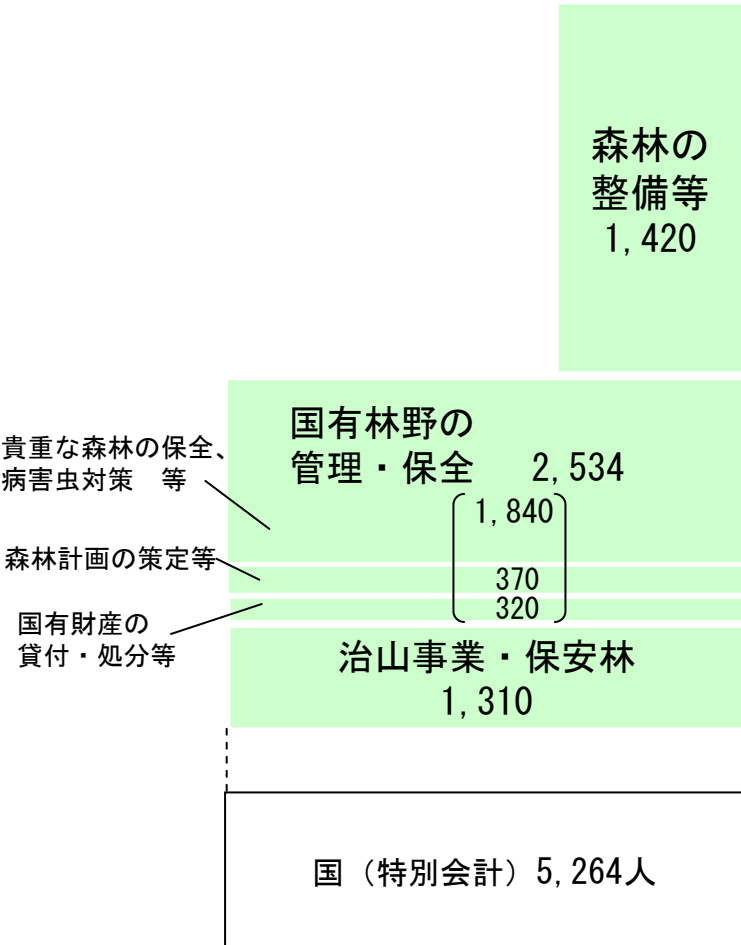


# 森林管理関係業務の精査結果について

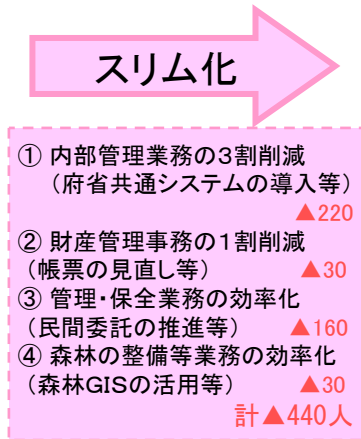
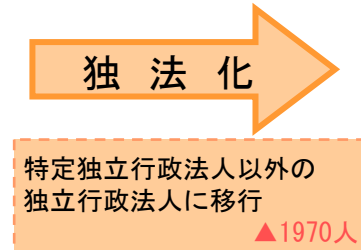




## 現 状



## 一般会計化・独法化



注) 今後、特別会計改革において検討される区分経理のあり方いかんによっては、国の経理業務に若干の削減もあり得る。

